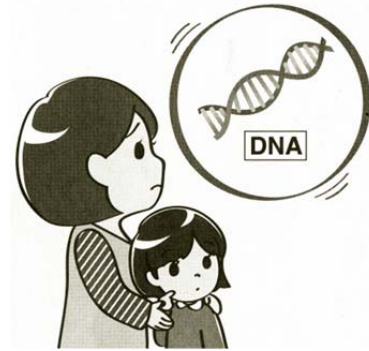


DNA鑑定と嫡出推定

法的父子関係の安定重視



先月 17 日、DNA鑑定により生物学上の父子関係にないとされたことを根拠に、法的な父子関係を取り消すことができるかについて最高裁が初めての判断を示しました。

生物学上の父子関係と法的な父子関係に食い違いが生じる原因は、民法 772 条 1 項の「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する」という規定にあります。

この規定により、生物学上の父子関係にかかわらず、婚姻中に懐胎した子と夫には原則として法的な父子関係が推定され、これを嫡出推定といいます。家庭内の秘密や平穏を保護し、すみやかに父子関係を確定して子を保護することを目的とする規定です。

この推定に対し、夫の側から訴訟で法的な父子関係を否認することができる（同 774 条）、これを嫡出否認の訴えといいます。夫は子の出生を知った時から 1 年以内に子または親権を行使する母親に対して嫡出否認の訴えを提起しなければなりません（同 775 条、777 条）。

夫以外の者は嫡出否認の訴えを許されず、そのため、法的な父子関係が推定されても生物学上の父子関係は認められない父が自ら嫡出否認の訴えを提起しない場合、生物学上の父であっても嫡出否認の訴えを提起して法的に自分が父であることを主張することはできないことになります。

ただし、妻が婚姻中に懐胎した子であっても、妻がその子を懐胎すべき時期に夫が永く外国に滞在していたとか、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われていたなどの事情がある場合には、例外的にその子に嫡出推定は及ばないとされます（最高裁昭和 44 年 5 月 29 日判決など）。嫡出推定が及ばない子との父子関係を問題とする場合には、親子関係不存在確認の訴えを提起することになりますが、これには期間制限がなく、確認の利益が認められる者であれば誰でも提起することができます。

冒頭の最高裁の判断の対象となった 3 つの事件では、DNA鑑定の結果により生物学上の父子関係が無いと科学的に証明されたということが、嫡出推定が及ばない事情といえるかが争われたものです。

最高裁は、いずれの事件においても子の身分関係の法的安定の保持を重視し、生物学上の父子関係を否定する DNA 鑑定の結果があったとしても、嫡出推定が及ばないものではなく、法的父子関係を否定することはできないとの判断を示したのです。